

平成十七年十一月一日受領  
答弁第二一六号

内閣衆質一六三第二六号

平成十七年十一月一日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省大臣官房会計課審査室の業務内容に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省大臣官房会計課審査室の業務内容に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

外務省大臣官房会計課審査室（以下「審査室」という。）は、外務省組織令（平成十二年政令第二百四十九号）第二十二條各号に掲げる事務をつかさどる会計課にあり、報償費及び外務本省の交際費に関する事務を行っている。

四及び五について

平成十七年九月一日現在、審査室には六名の職員が勤務しており、その中にアルバイト職員はいない。

六について

御指摘の文書について行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）に基づく開示請求があった場合には、同法の規定に従って対応することとなる。

七について

御指摘の文書に対する会計検査院の調査は、行われている。